

令和2年7月1日
令和2年9月1日改定

学校・園における新型コロナウイルス感染症対応 ガイドライン

世田谷区教育委員会

はじめに

国からの緊急事態宣言が解除されたことを受け、区立小中学校では、6月1日から段階的に学校教育活動を再開いたしました。また、区立幼稚園につきましても、保護者が自宅で子どもを保育することが困難な家庭を対象に、縮小して保育を実施いたしました。

学校教育活動の再開にあたっては、教職員、幼児・児童・生徒、その他学校関係者などの全員が、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に加え、3つの密を回避することや大声を出すことに注意するなど、十分な感染予防対策を講じる必要があります。また、保護者にも同様に感染予防の徹底を依頼していくことも重要です。

教育委員会では、文部科学省や東京都教育委員会作成のガイドライン等を踏まえ、学校や園の運営上取るべき感染症リスクの低減策としてのガイドラインを作成しました。各学校や幼稚園・認定こども園におかれましては、本ガイドラインを参考に、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期するようよろしくお願ひいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止の徹底に努め、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じて、偏見や差別が生じないように十分な配慮していただくようお願いします。

このガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえながら、必要に応じ改定、追加していきます。

目 次

Ⅰ 学校、園の運営

1 感染症予防対策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒の健康確認

① 登校・登園前の健康状態の把握	1
② 登校・登園前に検温等の確認ができなかった場合	1
③ 学校・園内で児童生徒等の風邪症状を確認した場合	2

(2) 児童生徒等の感染予防

① 抵抗力を高める	3
② 手洗い、咳エチケットの徹底	4
③ マスク等の着用	5
④ マスクの取扱い	6

(3) 教職員等（外部人材含む）の感染予防

① 出勤前の健康状態の把握	7
② 出勤後の健康管理	7
③ 他者との間隔の確保	7

(4) 児童生徒等と同居する保護者などへの依頼

(5) 学校・園内の環境衛生

① 石けんや消毒用アルコールの設置	9
② 換気	9
③ 清掃・消毒	10

2 登校・登園の判断

(1) 風邪症状を確認した児童生徒等

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

① 主治医等との相談	13
------------	----

(3) その他の自宅休養

(4) 海外から帰国した児童生徒等

(5) 学校・園を欠席した児童生徒等の再登校・登園

① 一時的な発熱などの場合	14
② 陽性者の場合	14
③ 濃厚接触者の場合	14

3 学校給食

4	児童生徒等の定期の健康診断	16
(1)	実施時期	16
(2)	実施方法	16
5	陽性者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	17

II 陽性者等が発生した場合

1	陽性者が発生した場合	
(1)	児童生徒等	18
(2)	教職員	18
2	濃厚接触者を把握した場合（同居家族に陽性者が発生した場合など）	
(1)	児童生徒等	19
(2)	教職員	19
3	陽性者等が発生した場合の備え	
(1)	陽性者発生時対応に必要な情報	19
(2)	学習支援	20

| 学校・園の運営

1 感染症予防対策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒の健康確認

① 登校・登園前の健康状態の把握

- ・ 幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に、健康観察表を配布してください。
- ・ 保護者に、毎朝、検温と発熱等の風邪の症状（以下「風邪の症状」という。）の確認を依頼し、健康観察表に記入して、学校・園へ提出させてください。
- ・ 学校・園では、校舎・園内に入る前（可能な範囲で）に健康観察表を確認し、風邪の症状がみられるときには、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。

- ※ 予防上、保護者が児童生徒等を休ませる場合も、当面の間、自宅休養と同様に欠席扱いはしません。この場合、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録します。（「非常変災児童又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長・園長が出席しなくてもよいと認めた日数」）
- ※ 児童生徒等の欠席等の連絡は、学校は電話やメールで、園は電話での連絡も可とし、極力、接触の少ない方法を工夫してください。

② 登校・登園前に検温等の確認ができなかった場合

- ・ 教室・保育室に入る前に、あらかじめ学校・園で決めた場所で検温し、風邪の症状を確認してください。
- ・ 学校・園で検温等を行う場所は、感染予防のため、できるだけ他の児童生徒等が使用しない場所や使用後などに換気が十分出来る場所を確保してください。
- ・ 保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所となります。風邪の症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないよう配慮してください。
- ・ 登校・登園前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合に備えて、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。

体温の目安

- ・健康観察表で37度以上の記載があった場合
再検温を行ってください。
- ・健康観察表の提出を忘れ、学校で検温した結果、37度以上あった場合
気温や活動状況で体温は変化しますので、日陰などで涼み、深呼吸、水分補給をしたうえで再検温を行ってください。

体温は個人差があります。健康観察表に記載の平熱やこれまで確認した体温と比較し、平熱より+1度ある場合や熱以外の症状がある場合など、総合的に確認してください。

なお、一律に体温だけで判断するのではなく、息が苦しい、倦怠感がある、腹痛、下痢などの症状がある児童生徒等がいる場合は自宅で休養させるよう指導してください。

必要に応じて、保護者と対応について確認する、主治医がいれば保護者から主治医に確認する、学校医と相談するなど行ってください。

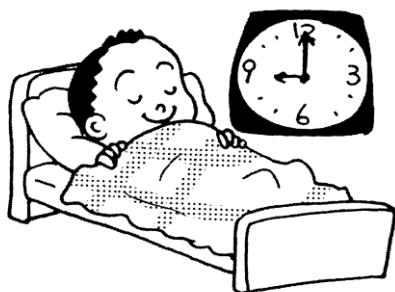
③ 学校・園内で児童生徒等の風邪症状を確認した場合

- ・保護者に連絡し、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。
- ・低年齢の児童等について、保護者の引き取りまでの間など、学校・園にとどまるケースが想定されます。その場合は別室で待機させるなど、他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮してください。
- ・こうした児童生徒等への対応は、全教職員で連携して行い、児童生徒等だけで待機させるなどの対応は行わないようにしてください。

(2) 児童生徒等の感染予防

① 抵抗力を高める

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるように指導してください。



チェックしてみませんか わが家の食事

6つの基礎食品		1群	2群	3群	4群	5群	6群	合計
あさ		○	○	○	○	○	○	○
ひる		○	○	○	○	○	○	○
ばん		○	○	○	○	○	○	○
計								

計算方法

★1わく1点です。
★6つのグループすべて食べたら合計点にプラス1点。
★あさ・ひる・ばん3回食事をしたら合計点にプラス1点。

合計	点
----	---

まあ安心 18点以上 …バランスのとれた食事をしています。

少し工夫を 15~17点 …たりなかったグループの食べ物を特に気をつけてとりましょう。

まあ大変 14点以下 …もっとガンバロウ！ キミは何点？

② 手洗い、咳工チケットの徹底

手洗いの6つのタイミング

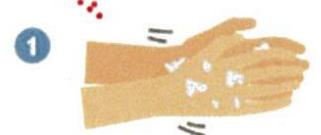


（出典：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

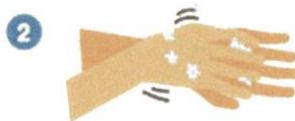
正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

（出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないよう指導してください。
- 咳エチケット（咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）を指導してください。



（出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

③ マスク等の着用

- 学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスク等を着用させてください。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日で熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスク等を外して対応をしてください（熱中症への対応を優先する）。また、授業の前後などに適宜水分を摂取させるなど、児童生徒等の健康状態に常に注意を払ってください。
 - 体育の授業及び運動部活動においてマスク等の着用の必要はありませんが、感染リスクを避けるために、児童生徒等の間隔を十分に確保するなどの対応をしてください。
- スポーツ庁 令和2年5月21日付、事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあります。登下校時においても、息苦しいなど、体調がすぐれない場合は、マスクを外し、車に注意しながら日陰などに入り、水分補給や休憩をするなど指導してください。
 - 保護者に手作りマスクの作成をお願いする際は、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」を参考にしてください。

- 手作りのマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(参考) 正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



- ① 鼻と口の両方を
確実に覆う



- ② ゴムひもを
耳にかける



- ③ 空間がないよう
鼻まで覆う

(出典:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について(通知)(文部科学省)を加工して使用)

5分間の会話は1回の咳と同じと言われています



④ マスクの取扱い

- ・ 給食時等にマスクを外す時は、ゴムやひもをつまんで外し、なるべく表面を触らないよう指導してください。
- ・ 外したマスクはポケットやカバンにそのまま入れずに、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなど清潔に保つようにしてください。
- ・ マスクを廃棄する場合は、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄してください。
- ・ 布製マスクの衛生管理について、経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載していますので活用してください。

- ・ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

（3）教職員等（外部人材含む）の感染予防

① 出勤前の健康状態の把握

- ・ 教職員等は、児童生徒等と接することを十分に意識し、手洗い、咳工チケット、マスクの着用、自身の健康管理の感染症対策を徹底してください。
- ・ 校長・園長は、教職員等に毎朝自宅で検温をし、風邪の症状がないか等を確認のうえ「健康チェック表」に体温等を記入するよう指示してください。
- ・ 教職員等は自宅での検温等の結果で風邪の症状が見られる場合は、校長・園長に報告してください。
- ・ 報告を受けた校長・園長は当該教職員に自宅で休養するよう指示してください。
- ・ 教職員等は、風邪の症状がない場合は、出勤時に「健康チェック表」を校長・園長に提示してください。

② 出勤後の健康管理

- ・ 校長・園長は、教職員等にマスクを着用するよう指示してください。体育の授業の際のマスクの取り扱いはスポーツ庁の通知を参照してください。
スポーツ庁「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- ・ 教職員等は風邪の症状がある場合は、速やかに校長・園長に報告し、校長・園長は教職員等に自宅で休養するよう指示してください。教職員等は帰宅の際もマスクを着用し、できる限り近距離で人と接触しないよう注意してください。

③ 他者との間隔の確保

- ・ 職員室等での勤務について、可能な限り他の教職員等との間隔を確保（おおむね1～2m）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにしてください。
- ・ 職員会議等を行う際は、最小の人数にしほることや、換気をしつつ、広い部屋で行うなどの工夫をしてください。

（4）児童生徒等と同居する保護者などへの依頼

- 保護者へ、毎朝の検温結果と健康状態を健康観察表に記載し、風邪の症状がある場合は無理をせず休養させることや、マスクの準備と着用を依頼してください。
- 教育委員会作成のチラシ「保護者の皆様へ 感染症対策へのご協力をお願いします。」などを活用し、同居する家族も児童生徒等と同様に検温や健康状態を確認し、ご家族に感染の疑いがある場合は、無理をせず自宅で休養させるよう依頼してください。また、家庭でも「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの条件が同時に重なる場所を避け、これら、1つ1つの条件が発生しないような配慮を行っていただくよう依頼してください。
- 児童生徒等に息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、住所地の帰国者・接触者電話相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談するよう伝え、その状況については、学校へ報告するよう依頼してください。
- 同居の家族の中に陽性者が発生した場合や児童生徒等や同居家族に、本ガイドラインP.13に記載するような感染が疑われる場合は、学校へ報告するよう依頼してください。

帰国者・接触者電話相談センターなどへの相談の目安（R2.5.8現在）

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です）
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合。
(※) 基礎疾患がある方など
 - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）。
- 小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者電話相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。

世田谷区帰国者・接触者電話相談センター

電話 03-5432-2910 (平日8:30~17:15)

土日休日・平日夜間の相談は、東京都新型コロナ患者相談センター

電話 03-5320-4592

(5) 学校・園内の環境衛生

① 石けんや消毒用アルコールの設置

- ・ 石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備してください。
- ・ 手指衛生については、流水や石けんで手洗いすることを基本とし、流水で手洗いができない（困難な）場合は、消毒用アルコールを含んだ手指消毒液を使用するなど工夫してください。
- ・ 石けんやアルコールに過敏に反応するなど、手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗ってください。

石けんやハンドソープを使った 丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行なうことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

（出典：厚生労働省及び経済産業省のリーフレット（次亜塩素酸ナトリウムの利用）（文部科学省）を加工して使用）

② 換 気

- ・ 換気は、可能な限り常時行います。困難な場合は、こまめに（教室等のドアや窓を、少なくとも休憩時間毎に開放し、数分程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けるようにするなど工夫してください。その際、空調や衣服による温度調整を含めて温度、湿度の管理に努めることも必要です。
- ・ エアコンは室内の空気を循環させていることから、エアコン使用時においても換気を行ってください。

- ・ 体育館のような広く天井の高い部屋でも人の密度が高い状態では換気を行ってください。人の密度が低い状態であっても換気に努めるようにしてください。
- ・ 窓のない部屋は、常時、入り口を開ける、換気扇を使用するなど、十分に換気努めてください。また、その場合は、人の密度が高くならないよう配慮することも必要です。

③ 清掃・消毒

●清掃・消毒のポイント

- ・ 教室等やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を使用して清拭してください。（発達段階に応じて児童生徒が清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。）
- ・ クラス配膳台は、可能な限り配膳前までに1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を使用して清拭してください。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において拭き掃除（家庭用洗剤等を用いてもよい）を行ってください。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。ただし、下痢・嘔吐症状のある児童生徒等が発生している場合や、感染性胃腸炎の流行期は1日1回以上消毒してください。なお、その際のトイレ等消毒については、次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。濃度は以下のとおりです。
 - 便器・便座等…0.1%
 - 便器便座以外…0.05%
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導してください。
- ・ 学校・園内で共用される用具や備品について、共用を避けることができれば避けるようにし、難しい場合は、使用後に手洗いをするように指導してください。

●消毒の方法等

- ・物の表面への消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用します。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤*	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水#
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため） 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照（別添資料10） 	<p>【拭き掃除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく（元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい） 十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす 少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る
主な留意点		清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける 換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（別添資料8） 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を十分に行う 噴霧は絶対にしない 児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照（別添資料11）

* 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9「有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト（2020年7月13日版）」
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)において随時更新)

#「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。

電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

(出典:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について(通知)(文部科学省)を加工して使用)

2 登校・登園の判断

（1）風邪症状を確認した児童生徒等

- ・ P2 「(1) ③学校・園内で児童生徒等の風邪症状を確認した場合」を参照してください。

（2）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

① 主治医等との相談

- ・ 保護者が主治医の見解を確認のうえ、学校と保護者で登校・登園の可否について相談し、配慮事項などを確認した上で、登校・登園を可能としてください。
- ・ 医師等の診断の結果、登校・登園が不可となった場合は、「非常変災害児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（※）についても、上記と同様の対応にしてください。

（※）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の「問19基礎疾患のある患者について、診療を行うまでの留意点はありますか？」の回答から抜粋）

（3）その他の自宅休養

- ・ 児童生徒等の同居家族などに新型コロナウイルス感染が疑われる場合（※）は、今後、児童生徒等本人が濃厚接触者や陽性者となる可能性があります。同居家族などの状況が判明するまでは、本人に症状がなくても無理をせずに自宅で休養（出席停止）するように保護者へ要請してください。教職員も同様です。

（※）児童生徒等や教職員に新型コロナウイルスの感染が疑われる状況とは

- ① 自身又は同居する家族などに風邪症状があり、PCR検査の対象となった
- ② 自身が住所地の保健所から濃厚接触者として特定された
- ③ 自身又は同居する家族などに息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあるなど

（4）海外から帰国した児童生徒等

- 当面は国や地域を問わず、留学等から帰国した児童生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、できる限り外出を控え、自宅に滞在するよう協力を要請してください。

自宅に滞在を協力要請した場合の出欠の扱いは「出席停止」とします。

（5）学校・園を欠席した児童生徒等の再登校・登園

① 一時的な発熱などの場合

- 一時的な発熱などであり、かつ、主治医（病院で受診している場合）や住所地の保健所から特段の指示がなく、解熱後に他の症状がない場合は、登校・登園を認めて構いません。軽度な症状で、病院で受診していない場合は、症状が治まるまでは自宅休養とさせてください。

② 陽性者の場合

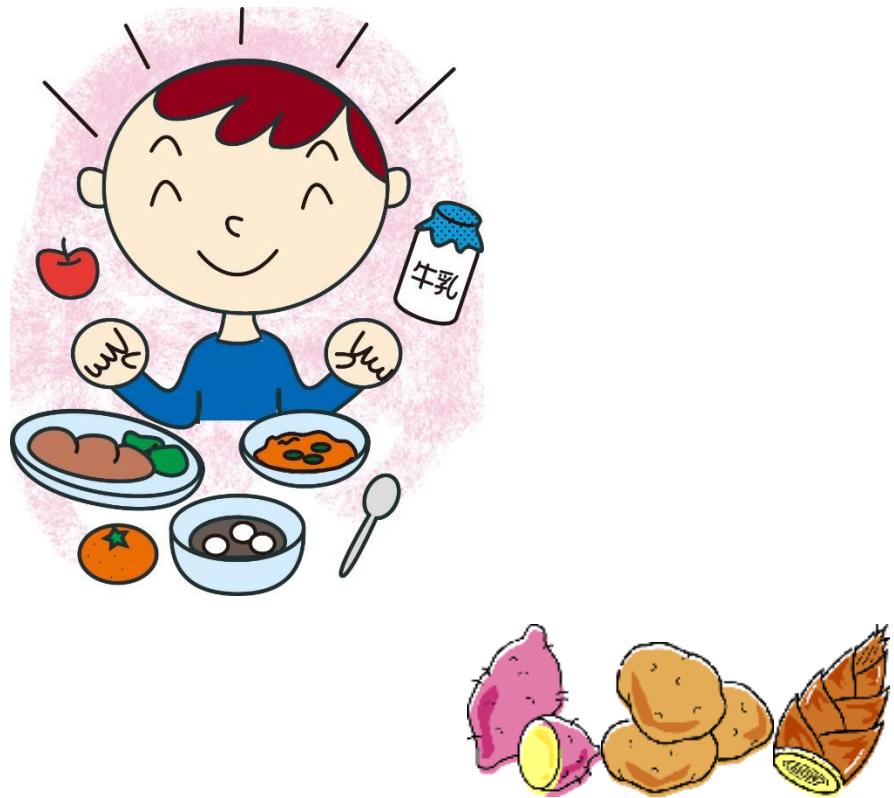
- 医師により治癒と診断を受けた後、登校・登園可能としてください。

③ 濃厚接触者の場合

- 保健所からの自宅待機の要請期間経過後、登校・登園可能としてください。

3 学校給食

- 教職員や児童生徒等、全員が食事の前後の手洗いを徹底してください。
- 区立小中学校、区立こども園については、児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話もできるだけ控えさせてください。
- 給食当番の児童生徒や配食指導に携わる教職員は、特に健康状態に留意し、下痢、発熱、腹痛、嘔吐や風邪などの症状がある場合は当番等を交替してください。
- 給食当番や配食指導に携わる教職員は、白衣・帽子・マスク等を必ず着用し、配食前に手洗いを確実に行ってください。
- 配食作業には、原則、器具（トング等）を利用して下さい。やむを得ず、使い捨て手袋を使用する場合は、十分な手洗い後に着用し、配食途中に顔や口、机など不必要な箇所を触らないように指導してください。



4 児童生徒等の定期の健康診断

(1) 実施時期

検診種別	対象学年	実施予定
内科検診	全学年	7月以降
耳鼻科検診	全学年	
歯科検診	全学年	
眼科検診	全学年	9月以降 (1学期中の場合もあり)
心臓検診	小1、小4、中1、 その他指示のあった者	9月以降
腎臓検診	全学年	
結核検診	全学年	問診調査：順次開始、精密検査（レントゲン撮影）：7月中旬以降
生活習慣病 予防検診	小2、小4、中1で該当者のう ち希望する者など	9月以降
身体計測（二計測（身長・ 体重）、視力、聴力）	全学年	7月31日までに実施

(2) 実施方法

- 実施にあたっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発生）が同時に重ならないようにしてください。
- 児童生徒等や健康診断に関わる教職員、校医については、事前、事後の手洗いや咳エチケット等を徹底してください。
- 適切な換気に努めてください。
- 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけてください。
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に指導してください。
- 検査に必要な器具等の消毒を行ってください。消毒の方法は、日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照してください。
- こうした対応が困難な場合は、日程を分けて実施するなど、学校・園の実状に応じて工夫してください。

5 陽性者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

- ・ 陽性者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されません。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行ってください。

Ⅱ 陽性者等が発生した場合

1 陽性者が発生した場合

(1) 児童生徒等

- ・ 校長や園長は保護者へ、児童生徒等が陽性者となった場合には、速やかに学校や園に知らせるよう、事前に依頼してください。
- ・ 校長や園長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とし、速やかに学校健康推進課まで電話で報告してください。
- ・ 教育委員会では、都や世田谷保健所等と相談の上、当該児童生徒等の症状の有無、学校・園内における活動の態様、接触者の人数、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等の確認等、感染状況やその要因等によって、臨時休業の実施の有無をはじめ、その規模及び期間について判断します。必要に応じて、教育委員会では、学校保健安全法第20条に基づき、当該校・園について臨時休業（全校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）を行います。
- ・ 世田谷保健所は、当該児童生徒等の通う学校・園に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行います。
- ・ 学校や園は世田谷保健所の指示に従い、校内・園内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用（使用方法は P12を参照）し、当該児童生徒等の行動範囲を考慮して、校内・園内の消毒を行ってください。
- ・ 学校や園は、教育委員会の指示に基づき、プライバシーに配慮した上で、必要に応じ、保護者に対して説明文書を配布してください。

(2) 教職員

- ・ 校長や園長は当該教職員については、治癒するまでの間は休ませてください。感染報告を人事担当課に行ったうえで、以降の対応は「児童生徒等」と同様の取扱いとなります。

2 濃厚接触者を把握した場合(同居家族に陽性者が発生した場合など)

(1) 児童生徒等

- ・ 校長や園長は、児童生徒等の同居の家族に陽性者が発生したなどで、児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合には、速やかに学校や園に知らせるよう、事前に保護者へ依頼してください。
- ・ 校長や園長は、保護者から児童生徒等が濃厚接触者に特定された旨の連絡を受けた場合は、速やかに学校健康推進課まで電話で報告してください。
- ・ 児童生徒等が保健所から濃厚接触者と特定された場合は、教育委員会では、原則、臨時休業は実施しません。しかし、東京都や世田谷保健所の助言などを参考に、必要に応じて実施を検討する場合もあります。
- ・ 学校や園は、教育委員会の指示に基づき、プライバシーに配慮した上で、必要に応じ、保護者に対して説明文書を配布します。

(2) 教職員

- ・ 校長や園長は、教職員の同居する家族の中に陽性者が発生したなど、当該教職員が濃厚接触者に特定された旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、当該教職員を休ませてください。濃厚接触者の報告は人事担当課を行い、以降の対応については、「児童生徒等」と同様の取扱いとなります。

3 陽性者等が発生した場合の備え

(1) 陽性者発生時対応に必要な情報

学校・園は、陽性者発生時に備え下記の内容を一式備えてください(全クラス分)。

- ・児童生徒等のクラス名簿（新BOPの利用状況、兄弟関係の情報を含む）
- ・教職員名簿（担任、担当教科、業務内容含む）
(※PCR検査対象となった場合は、氏名のカタカナ、生年月日、住所、連絡先が必要です。)
- ・日ごとの児童生徒等出欠状況と健康状態が把握できるもの（直近14日分）
(※毎日出欠状況を確認しているものや、児童生徒等の健康観察表の写しなど)
- ・教職員の健康チェック表
- ・時間割
- ・座席表
- ・校内・園内の見取り図
- ・消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム液在庫

(2) 学習支援

- 臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習を進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行ってください。

令和2年9月

世田谷区教育委員会事務局

教育総務部学校健康推進課学校健康推進係

電話 03-5432-2693